

事後審査型一般競争入札の執行について

富士見町が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月10日

富士見町長 名 取 重 治

1. 入札対象工事

工 事 名	令和5年度 (繰越) 富士見保育園テラス改修工事
工事場所	富士見町 富士見保育園
工事概要	園庭側庇新設工事 1式 ウッドデッキ改修工事 1式 サッシ取替工事 1式
工 期	契約日から 令和6年11月15日 まで

2. 入札に参加できる者の条件

工事種別	建築一式 A級・B級
総合評定値	該当する工事の種類総合評定値(格付け) 705点以上の者
客観点数	富士見町が付与した客観点数 35点以上の者
建設業許可	建築一式業について、 特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者	本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できること。 配置技術者は、入札参加申請日以前3ヶ月以上の恒常的雇用関係にあること。
その他	この工事は発注者指定型週休2日工事の対象工事です。 園児及び利用者の安全確保に配慮し施工すること。 既設撤去品については、撤去及び適正に廃棄処分すること。 事前に園長と協議して保育園の日常保育及び行事等を把握し、運営に支障を来たさぬよう工程管理すること。
所在地要件	富士見町内に本店・支店・営業所等を有していること。
施工実績要件	不要
その他の参加資格要件	富士見町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱(平成21年1月9日)第4条に規定する参加資格の各要件を満たしていること。
一抜け方式	6富士見町公告第7号、第8号の入札において、落札候補者となった者は参加できません。

3. 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和6年4月10日(水) から 令和6年4月18日(木) 午後5時00分 まで	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」による。 ・富士見町財務課財政係へ持参により提出のこと。(郵送不可)
設計図書等の閲覧等	令和6年4月10日(水) から 令和6年4月26日(金) まで	・設計図書等の閲覧等は富士見町ホームページ及び富士見町役場 財務課(庁舎1階5番カウンター)
設計図書等に関する質問受付	令和6年4月10日(水) から 令和6年4月18日(木) 午後5時00分 まで	・質問書指定様式に具体的に記載すること。 ・富士見町財務課財政係へ提出すること。(持参、メール又はファクシミリ)
回答の閲覧期間	質問書を受理した日から 回答が出来次第随時公表	・富士見町ホームページ又はメール ・富士見町役場 財務課(庁舎1階5番カウンター)にて閲覧
入札日時・場所	令和6年4月26日(金) 午後1時50分	・富士見町役場 3階(301~303会議室) ・入札書及び工事費内訳書(第1回目のみ)を提出してください。 ・郵送による入札は不可。
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
入札参加資格要件確認申請書提出について	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2~4号)」とする。 ・落札候補となった日(閉庁日は除く。)から2日以内に提出のこと。 なお、郵送等による提出は認めません。 提出場所: 富士見町役場 財務課(庁舎1階5番カウンター)	
落札者の決定等	・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日の翌日から起算して2日(閉庁日は除く)以内に、行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡し、通知する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、文書により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して4日(閉庁日は除く)以内に、町長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、富士見町財務課財政係において文書により回答する。	
入札結果の公表	落札者を決定した後、富士見町役場財務課財政係にて公表する。	

4. 入札事項等

最低制限価格制度	適用あり
低入札価格調査制度	適用なし
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証等
前払金	適用あり
部分払金	適用あり
工事費内訳書	必ず持参すること。入札書の提出と同時に提出を求める。

5. その他の事項

(1)「富士見町事後審査型一般競争入札実施要綱」「富士見町最低制限価格制度実施要綱」及び「富士見町建設工事事後審査型一般競争入札心得」に示すとおりとする。
(2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。

6. 問合せ先

公告の内容	富士見町財務課財政係 (諏訪郡富士見町落合10777番地) Tel.0266-62-9126
担当課	富士見町 子ども課